

北海道内を管轄する公安委員会に係る下記の対象事務に限り、届出等の方法の簡素化に向けて、郵送による届出の試験実施を行います。

郵送による届出等を希望される場合、届出が出来る方や届出先の警察署は各法律の定めによる必要があります。

手続の流れや郵送の方法等についてご説明いたしますので、届出書類等の提出先とされている警察署に対し、必ず事前に問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、問い合わせ時間は、平日の午前8時45分から午後5時30分までの間にお願いします。

試験実施期間は、令和元年10月31日までの間となります。

対象事務

- 1 質屋営業法に基づく事務のうち
 - ・ 質屋の廃業の届出
(問い合わせ先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課生活安全係)
 - ・ 質屋の死亡の届出
(問い合わせ先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課生活安全係)
 - ・ 質屋の許可証の返納
(問い合わせ先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課生活安全係)
- 2 古物営業法に基づく事務のうち
 - ・ 古物商及び古物市場主の許可証の返納
(問い合わせ先 : 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課生活安全係)
- 3 警備業法に基づく事務のうち
 - ・ 警備業の廃止の届出
 - ・ 警備業の認定証の返納
(問い合わせ先 : 主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課生活安全係)
- 4 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく事務のうち
 - ・ 探偵業の廃止の届出
(問い合わせ先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事・生活安全課生活安全係)